

平成20年2月

滋賀県議会定例会議案

(その1)

目 次

議第 1 号	平成20年度滋賀県一般会計予算	頁 1
議第 2 号	平成20年度滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計予算	21
議第 3 号	平成20年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	23
議第 4 号	平成20年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算	25
議第 5 号	平成20年度滋賀県農業改良資金貸付事業特別会計予算	27
議第 6 号	平成20年度滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算	30
議第 7 号	平成20年度滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算	34
議第 8 号	平成20年度滋賀県琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計予算	36
議第 9 号	平成20年度滋賀県公債管理特別会計予算	38
議第 10 号	平成20年度滋賀県流域下水道事業特別会計予算	41
議第 11 号	平成20年度滋賀県土地取得事業特別会計予算	46
議第 12 号	平成20年度滋賀県用品調達事業特別会計予算	49
議第 13 号	平成20年度滋賀県収入証紙特別会計予算	51
議第 14 号	平成20年度滋賀県公営競技事業特別会計予算	53
議第 15 号	平成20年度滋賀県病院事業会計予算	57
議第 16 号	平成20年度滋賀県工業用水道事業会計予算	61
議第 17 号	平成20年度滋賀県上水道供給事業会計予算	64
議第 18 号	滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例案	69
議第 19 号	滋賀県学習船建造基金条例案	71
議第 20 号	滋賀県公益認定等委員会条例案	72
議第 21 号	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関 する条例案	74
議第 22 号	滋賀県部制条例の一部を改正する条例案	76
議第 23 号	滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案	78
議第 24 号	滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正 する条例案	79
議第 25 号	滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	81
議第 26 号	滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案	82
議第 27 号	滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例案	83
議第 28 号	滋賀県琵琶湖研究基金条例の一部を改正する条例案	86
議第 29 号	滋賀県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する 条例案	87

議第 30 号	滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案	88
議第 31 号	滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例案	90
議第 32 号	滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例案	91
議第 33 号	滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	93
議第 34 号	滋賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例案	94
議第 35 号	滋賀県知的障害者援護施設の設置および管理に関する条例を廃止する条例案	97
議第 36 号	滋賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例案	98
議第 37 号	滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	99
議第 38 号	しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案	101
議第 39 号	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例案	102
議第 40 号	滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例案	112
議第 41 号	水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案	113
議第 42 号	滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例の一部を改正する条例案	114
議第 43 号	滋賀県モーターボート競走条例の一部を改正する条例案	115
議第 44 号	滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案	116
議第 45 号	滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案	117
議第 46 号	契約の締結につき議決を求めることについて（琵琶湖流域下水道東北部長浜第二幹線磯梅ヶ原工区管渠工事）	119
議第 47 号	契約の締結につき議決を求めることについて（琵琶湖流域下水道東北部彦根第二幹線古沢工区管渠工事）	120
議第 48 号	契約の締結につき議決を求めることについて（琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター水処理施設 5 系 1/2 建設工事）	121
議第 49 号	契約の変更につき議決を求めることについて（大津信楽線（牧工区）道路新設工事）	122
議第 50 号	財産の譲渡につき議決を求めることについて	123
議第 51 号	権利放棄につき議決を求めることについて	124
議第 52 号	権利放棄につき議決を求めることについて	125
議第 53 号	国の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて	126

議第 54 号	流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて.....	127
議第 55 号	包括外部監査契約の締結につき議決を求めることについて.....	128
議第 56 号	専決処分につき承認を求めることについて.....	129

一 般 会 計 予 算

議第1号

平成20年度滋賀県一般会計予算

平成20年度滋賀県の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ493,430,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等および共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 県 税		千円 188,500,000
	1 県 民 税	67,448,800
	2 事 業 税	62,279,300
	3 地 方 消 費 税	11,333,000
	4 不 動 産 取 得 税	5,403,500
	5 県 た ば こ 税	3,273,100
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,353,600
	7 自 動 車 税	19,633,800
	8 鉱 区 税	8,200
	9 自 動 車 取 得 税	4,349,400
	10 軽 油 引 取 税	13,327,700
	11 狩 猟 税	24,800
	12 産 業 廃 棄 物 税	64,300
	13 旧 法 に よ る 税	500
2 地 方 消 費 税 清 算 金		22,391,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	22,391,000
3 地 方 譲 与 税		2,441,000
	1 地 方 道 路 譲 与 税	2,270,000
	2 石 油 ガ ス 譲 与 税	171,000
4 市 町 た ば こ 税 県 交 付 金		730,000

款	項	金 額
	1 市町たばこ税県交付金	千円 730,000
5 地方特例交付金		2,021,000
	1 地方特例交付金	1,341,000
	2 特別交付金	680,000
6 地方交付税		87,300,000
	1 地方交付税	87,300,000
7 交通安全対策特別交付金		490,000
	1 交通安全対策特別交付金	490,000
8 分担金及び負担金		4,249,697
	1 分 担 金	2,053,826
	2 負 担 金	2,195,871
9 使用料及び手数料		8,609,164
	1 使 用 料	6,185,269
	2 手 数 料	78,036
	3 証 紙 収 入	2,345,859
10 国庫支出金		48,757,489
	1 国庫負担金	35,599,831
	2 国庫補助金	12,175,067
	3 委 託 金	982,591
11 財 産 収 入		5,758,670
	1 財 産 運 用 収 入	718,779
	2 財 産 売 払 収 入	5,039,891
12 寄 附 金		3,001

款	項	金 額
	1 寄 附 金	千円 3,001
13 繰 入 金		14,456,517
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,581,922
	2 基 金 繰 入 金	12,874,595
14 繰 越 金		500,000
	1 繰 越 金	500,000
15 諸 収 入		35,321,962
	1 延滞金加算金及び過料等	590,904
	2 県 預 金 利 子	37,200
	3 貸 付 金 元 利 収 入	27,304,292
	4 受 託 事 業 収 入	790,537
	5 収 益 事 業 収 入	4,000,812
	6 利 子 割 精 算 金 収 入	10,000
	7 雑 入	2,588,217
16 県 債		71,900,500
	1 県 債	71,900,500
歳 入 合 計		493,430,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,192,188
	1 議 会 費	1,192,188
2 政 策 調 整 費		8,800,736
	1 企 画 調 整 費	8,188,516
	2 地 域 振 興 費	420,916
	3 統 計 調 査 費	191,304
3 総 務 費		20,498,722
	1 総 務 管 理 費	11,691,277
	2 徴 税 費	5,961,150
	3 市 町 振 興 費	2,521,918
	4 選 挙 費	81,777
	5 人 事 委 員 会 費	89,260
	6 監 査 委 員 費	153,340
4 県 民 文 化 生 活 費		6,498,775
	1 県 民 生 活 費	2,861,328
	2 文 化 費	2,746,870
	3 防 災 費	890,577
5 琵琶湖環境費		14,808,965
	1 水 政 費	2,760,729
	2 環 境 費	3,029,285
	3 下 水 道 費	3,580,159

款	項	金 額
	4 森 林 林 業 費	千円 5,438,792
6 健 康 福 祉 費		67,507,016
	1 社 会 福 祉 費	28,839,549
	2 児 童 福 祉 費	12,672,465
	3 生 活 保 護 費	1,723,066
	4 災 害 救 助 費	11,349
	5 公 衆 衛 生 費	19,739,611
	6 生 活 衛 生 費	1,188,411
	7 地 域 健 康 福 祉 費	1,125,996
	8 医 薬 費	2,206,569
7 商 工 観 光 労 働 費		26,583,511
	1 商 工 業 費	6,851,679
	2 中 小 企 業 費	17,975,497
	3 観 光 費	437,596
	4 労 政 費	521,184
	5 職 業 訓 練 費	700,982
	6 労 働 委 員 会 費	96,573
8 農 政 水 産 業 費		18,980,856
	1 農 業 費	3,944,348
	2 畜 産 業 費	1,065,514
	3 農 地 費	12,807,111
	4 水 産 業 費	1,163,883
9 土 木 交 通 費		54,799,063

款	項	金 額
	1 土 木 交 通 管 理 費	千円 8,288,813
	2 道 路 橋 り ょ う 費	27,853,091
	3 河 川 費	8,725,510
	4 港 湾 費	565,273
	5 砂 防 費	4,796,558
	6 都 市 計 画 費	1,237,054
	7 公 園 費	739,680
	8 建 築 費	1,056,693
	9 住 宅 費	1,536,391
10 警 察 費		36,644,404
	1 警 察 管 理 費	33,886,485
	2 警 察 活 動 費	2,757,919
11 教 育 費		131,072,129
	1 教 育 総 務 費	14,226,295
	2 小 学 校 費	44,957,136
	3 中 学 校 費	25,670,642
	4 高 等 学 校 費	27,719,687
	5 特 別 支 援 学 校 費	11,409,536
	6 大 学 費	3,680,156
	7 社 会 教 育 費	1,741,927
	8 保 健 体 育 費	1,666,750
12 災 害 復 旧 費		708,965
	1 琵琶湖環境施設災害復旧費	10,345

款	項	金額
	2 農政水産施設災害復旧費	千円 85,725
	3 土木交通施設災害復旧費	612,895
13 公 債 費		74,614,270
	1 公 債 費	74,614,270
14 諸 支 出 金		30,540,400
	1 県 税 交 付 金 等	28,890,400
	2 諸 支 出 金	1,650,000
15 予 備 費		180,000
	1 予 備 費	180,000
歳 出 合 計		493,430,000

第2表 債務負担行為

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	滋賀県土地開発公社事業資金借入債務保証	平成20年度から平成21年度まで	事業資金として、金融機関から借入れた金額のうち償還してもなお債務がある場合、3,157,000 千円の範囲内でその債務を保証する。
2	県庁舎電話交換機器整備	平成21年度から平成26年度まで	158,400千円
3	自動車税納税通知書等封入封緘業務	平成21年度	17,800千円
4	コンビニ収納業務	平成21年度	9,340千円
5	地域情報提供システム機器整備	平成21年度から平成25年度まで	63,400千円
6	最終処分場特別対策事業	平成21年度	38,000千円
7	滋賀県信用保証協会滋賀の新しい産業づくり促進資金保証債務損失補償	平成20年度から平成31年度まで	滋賀の新しい産業づくり促進資金として平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に保証した債務（無担保で保証した部分に限る。）について、保証契約の効力が生じた日以降11年以内に代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額の2分の1相当額について、5,120 千円の範囲内でその損失を補償する。
8	滋賀県信用保証協会開業関連資金保証債務損失補償	平成20年度から平成28年度まで	開業資金のうち創業枠として平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降設備資金については8年以内に、運転資金については6年以内にそれぞれ代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額の2分の1相当額について、16,416千円の範囲内でその損失を補償する。

番号	事 項	期 間	限 度 額
9	滋賀県信用保証協会不況業種特別融資資金保証債務損失補償	平成20年度から平成31年度まで	セーフティネット資金のうち新規枠として、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降設備資金については11年以内に、運転資金については8年以内にそれぞれ代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額について、47,040千円の範囲内でその損失を補償する。
10	市町小規模企業者小口簡易資金貸付制度損失補償補助	平成20年度から平成29年度まで	市町小規模企業者小口簡易資金として滋賀県信用保証協会が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降8年以内に代位弁済したことにより受けた実質損失額（代位弁済額から支払を受けた保険金を控除した額）について市町がその損失を補償した場合、当該協会の実質損失額の10分の4相当額について、281,600千円の範囲内で当該市町に補助する。
11	滋賀県信用保証協会小規模事業資金保証債務損失補償	平成20年度から平成28年度まで	経営支援資金のうち小規模企業者枠および小規模企業者つなぎ枠として平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降設備資金については8年以内に、運転資金については6年以内にそれぞれ代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額の2分の1相当額について、96,000千円の範囲内でその損失を補償する。
12	滋賀県信用保証協会中小企業再生支援資金保証債務損失補償	平成20年度から平成31年度まで	政策推進資金のうち再生支援枠として平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降11年以内に代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額の2分の1相当額について、72,000千円の範囲内でその損失を補償する。
13	滋賀県信用保証協会経済振興特区資金保証債務損失補償	平成20年度から平成28年度まで	経済振興特区資金のうち自律枠として平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降8年以内に代位弁済した場合、当該額から支払を受けた保険金を控除した実質損失額の8分の3相当額について、2,400千円の範囲内でその損失を補償する。

番号	事 項	期 間	限 度 額
14	滋賀県火災共済協同組合共済金支払資金貸付	平 成 20 年 度	火災共済金の支払のため、準備金等を充当してもなお不足を生じた場合、500,000千円の範囲内で貸付けを行う。
15	滋賀県農林漁業後継者特別対策基金農地売買事業資金融資損失補償	平成20年度から平成22年度まで	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において、社団法人全国農地保有合理化協会および滋賀県信用農業協同組合連合会が融資した農地売買事業資金80,000千円のうち損失確定日（最終償還期限到来後10カ月の期間満了日）において弁済できなかった元利金合計額（遅延損害金を含む。）に相当する額
16	特定野菜等供給産地育成価格差補給資金造成費補助	平 成 20 年 度	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に財団法人滋賀県青果物生産安定資金協会が行う特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の価格差補給交付金の交付に要する経費のうち、県負担分が県繰越見込額を超えた場合、40,467千円と県繰越見込額との差額を限度として、超えた額について補助する。
17	青果物生産安定資金造成費補助	平 成 20 年 度	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に財団法人滋賀県青果物生産安定資金協会が行う青果物生産安定事業の価格差補給交付金の交付に要する経費のうち、県負担分が県繰越見込額を超えた場合、42,723千円と県繰越見込額との差額を限度として、超えた額について補助する。
18	転作野菜価格安定資金造成費補助	平 成 20 年 度	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に財団法人滋賀県青果物生産安定資金協会が行う転作野菜価格安定事業の価格差補給交付金の交付に要する経費のうち、県負担分が県繰越見込額を超えた場合、4,889千円と県繰越見込額との差額を限度として、超えた額について補助する。
19	青果物有効利用促進事業費補助	平 成 20 年 度	平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に農業者等が行う青果物有効利用促進事業に要する経費につき市町が補助する場合、当該補助に要する経費の3分の2相当額につき、5,000千円の範囲内で補助する。
20	県営かんがい排水事業	平 成 21 年 度	680,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
21	県営経営体育成基盤整備事業	平成21年度	220,000千円
22	県営農道整備事業	平成21年度	50,000千円
23	県営中山間地域総合整備事業	平成21年度	70,000千円
24	県営農地防災事業	平成21年度	45,000千円
25	補助道路改築事業 (国道 365 号)	平成21年度から 平成22年度まで	350,000千円
26	補助道路改築事業 (国道 421 号) (佐目バイパス)	平成21年度	200,000千円
27	補助道路改築事業 (国道 421 号)	平成21年度から 平成22年度まで	700,000千円
28	補助道路特殊改良事業 (国道 477 号) (必佐バイパス)	平成21年度	100,000千円
29	補助道路災害防除事業 (国道 477 号)	平成21年度	90,000千円
30	補助特定交通安全施設 整備事業 (国道 303 号)	平成21年度	60,000千円
31	補助特定交通安全施設 整備事業 (国道 422 号)	平成21年度から 平成22年度まで	60,000千円
32	補助特定交通安全施設 整備事業 (彦根八日市甲西線)	平成21年度	70,000千円
33	補助特定交通安全施設 整備事業 (朝妻筑摩近江線)	平成21年度	150,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
34	緊急地方道路整備事業 (大津能登川長浜線)	平成 21 年 度	110,000千円
35	緊急地方道路整備事業 (大 津 信 楽 線)	平成 21 年 度	200,000千円
36	緊急地方道路整備事業 (彦根近江八幡線)	平成21年度から 平成22年度まで	400,000千円
37	緊急地方道路整備事業 (山 東 本 巢 線)	平成 21 年 度	150,000千円
38	緊急地方道路整備事業 (草 津 守 山 線)	平成 21 年 度	200,000千円
39	緊急地方道路整備事業 (南郷桐生草津線)	平成 21 年 度	30,000千円
40	緊急地方道路整備事業 (桜川西竜王線)	平成 21 年 度	40,000千円
41	緊急地方道路整備事業 (甲 良 多 賀 線)	平成 21 年 度	60,000千円
42	単独道路改築事業	平成 21 年 度	250,000千円
43	単独交通安全施設整備 事業	平成 21 年 度	100,000千円
44	道 路 補 修 事 業	平成 21 年 度	400,000千円
45	単独河川改良事業	平成 21 年 度	150,000千円
46	みずべ・みらい再生事 業	平成 21 年 度	100,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
47	補助通常砂防事業 (北 谷 川)	平成21年度から 平成23年度まで	300,000千円
48	補助通常砂防事業 (藤 ノ 木 川)	平成21年度から 平成22年度まで	160,000千円
49	補助通常砂防事業 (車 谷 川)	平成21年度から 平成23年度まで	220,000千円
50	補助通常砂防事業 (中 谷 川)	平成21年度から 平成23年度まで	140,000千円
51	補助通常砂防事業 (日 野 谷 川)	平成21年度から 平成23年度まで	240,000千円
52	補助通常砂防事業 (コ セ チ 谷)	平成21年度から 平成22年度まで	140,000千円
53	補助通常砂防事業 (平 子 川)	平成21年度から 平成22年度まで	140,000千円
54	補助砂防総合流域防災 事業 (喜 撰 川)	平成21年度から 平成22年度まで	140,000千円
55	補助砂防総合流域防災 事業 (竹 長 川)	平成21年度から 平成22年度まで	130,000千円
56	補助砂防総合流域防災 事業 (西 ケ 谷)	平成21年度から 平成22年度まで	90,000千円
57	補助砂防総合流域防災 事業 (木 曾 滝 谷)	平成21年度から 平成23年度まで	150,000千円
58	補助砂防総合流域防災 事業 (北 谷 川)	平成21年度から 平成22年度まで	80,000千円
59	補助砂防総合流域防災 事業 (北 谷 川)	平成21年度から 平成22年度まで	120,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
60	補助砂防総合流域防災事業 (森 の 前 川)	平成21年度から 平成22年度まで	150,000千円
61	補助砂防総合流域防災事業 (宮 の 谷 川)	平成21年度から 平成22年度まで	120,000千円
62	補助砂防総合流域防災事業 (内 山 谷)	平成21年度から 平成22年度まで	140,000千円
63	補助砂防総合流域防災事業 (竜 田 川)	平成21年度から 平成23年度まで	230,000千円
64	補助砂防総合流域防災事業 (知 内 川 支 流)	平成21年度から 平成23年度まで	210,000千円
65	補助砂防総合流域防災事業	平 成 21 年 度	150,000千円
66	補助急傾斜地崩壊対策事業 (円 山 地 区)	平成21年度から 平成22年度まで	160,000千円
67	補助急傾斜地崩壊対策事業 (草 野 地 区)	平 成 21 年 度	60,000千円
68	補助急傾斜地総合流域防災事業 (柳 原 地 区)	平 成 21 年 度	50,000千円
69	補助急傾斜地総合流域防災事業 (下 開 田 地 区)	平 成 21 年 度	60,000千円
70	補助急傾斜地総合流域防災事業 (野 口 地 区)	平 成 21 年 度	70,000千円
71	補助砂防障害防止対策事業 (天 川 ダ ム)	平 成 21 年 度	76,993千円
72	補助都市計画街路事業 (長浜駅宮司七条線)	平 成 21 年 度	85,000千円

番号	事 項	期 間	限 度 額
73	緊急地方道路（街路） 整備事業 （近江八幡能登川線）	平 成 21 年 度	40,000千円
74	県営住宅建設事業	平 成 21 年 度	892,700千円
75	警察本部庁舎新築整備 事業	平成21年度から 平成25年度まで	455,655千円
76	運転免許関係機器整備	平成21年度から 平成25年度まで	497,990千円
77	放置駐車違反確認業務	平 成 21 年 度	48,000千円
78	放置駐車違反取締シス テム機器整備	平成21年度から 平成25年度まで	6,750千円
79	パーキングチケット発 給設備管理業務	平 成 21 年 度	10,700千円
80	中学校情報教育機器整 備	平成21年度から 平成26年度まで	73,594千円
81	高等学校施設整備事業 （堅田高等学校） （耐震改修）	平 成 21 年 度	121,320千円
82	高等学校施設整備事業 （草津東高等学校） （耐震改修）	平成21年度から 平成22年度まで	420,576千円
83	高等学校施設整備事業 （虎姫高等学校） （耐震改修）	平成21年度から 平成22年度まで	404,400千円

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
振興局等庁舎施設整備事業費	千円 10,000	普通貸借または 証券発行	10.0以内 %	借入日の翌日から5年以内据え置き、50年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
地方公営企業等金融機構出資金	56,700			
地域総合センター事業推進費	39,500			
地域生活情報通信基盤高度化事業費	10,000			
防災行政施設整備事業費	73,000			
廃棄物処理施設整備促進事業費	11,300			
最終処分場特別対策事業費	38,100			
クリーンセンター滋賀整備事業費	145,000			
林 道 事 業 費	141,100			
単 独 林 道 事 業 費	6,000			
治 山 事 業 費	604,100			
単 独 治 山 事 業 費	4,700			
介護施設等施設整備事業費	56,000			
児童福祉施設整備事業費	5,300			
石綿健康被害救済基金出資金	15,200			
精神保健福祉施設整備事業費	38,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道供給事業出資金	千円 95,000			
しが新事業応援ファンド 資金貸付金	3,400,000			
農業生産振興施設整備事業費	37,800			
県営かんがい排水事業費	405,800			
県営経営体育成基盤整備事業費	390,100			
県営農道整備事業費	53,200			
県営畑地帯総合農地整備事業費	18,300			
県営中山間地域総合整備事業費	167,300			
国営土地改良事業費	558,000			
農村活性化事業費	13,800			
県営農地防災事業費	190,700			
県営地すべり防止対策事業費	28,600			
水産基盤整備事業費	150,000			
関西国際空港出資金	900			
道路改築事業費	1,388,500			
踏切除却事業費	330,000			
道路特殊改良事業費	425,000			
道路災害防除事業費	111,000			
防 雪 事 業 費	16,000			
雪害地域建設機械整備事業費	23,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
特定交通安全施設整備事業費	千円 536,500			
橋りょう長寿命化促進事業費	3,000			
直轄道路事業費	7,105,800			
臨時県道整備事業費	7,581,900			
地方特定道路整備事業費	195,000			
単独道路改良事業費	907,700			
広域河川改修事業費	779,000			
総合流域防災事業費	1,465,000			
住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業費	765,000			
河川環境整備事業費	147,000			
直轄河川事業費	810,000			
河川総合開発事業費	204,700			
河川災害関連事業費	50,000			
臨時河川整備事業費	2,156,100			
単独河川改良事業費	21,300			
通常砂防事業費	627,000			
地すべり対策事業費	42,500			
直轄砂防事業費	64,200			
急傾斜地崩壊対策事業費	249,300			
単独砂防事業費	70,900			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
単独急傾斜地崩壊対策事業費	千円 162,900			
都市計画街路事業費	185,200			
都市公園事業費	238,200			
公営住宅建設事業費	452,200			
警察施設整備事業費	7,245,800			
補助交通安全施設整備事業費	377,200			
単独交通安全施設整備事業費	30,400			
総合教育センター整備事業費	8,900			
高等学校施設整備事業費	1,014,100			
特別支援学校施設整備事業費	176,300			
県立大学施設整備事業費	785,000			
単独林道災害復旧事業費	9,800			
補助土木施設災害復旧事業費	175,600			
臨時財政対策債	22,700,000			
退職手当債	5,500,000			
計	71,900,500			

特 別 会 計 予 算

議第2号

平成20年度滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計予算

平成20年度滋賀県の市町振興資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,951,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 諸収入		千円 1,951,000
	1 貸付金元利収入	1,951,000
歳入合計		1,951,000
歳出		
款	項	金額
1 総務費		千円 1,951,000
	1 市町振興資金貸付事業費	1,951,000
歳出合計		1,951,000

議第3号

平成20年度滋賀県母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成20年度滋賀県の母子および寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 204,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 繰入金		千円 3,985
	1 一般会計繰入金	3,985
2 繰越金		87,375
	1 繰越金	87,375
3 諸収入		113,040
	1 県預金利子	150
	2 貸付金元利収入	112,575
	3 雑入	315
歳入合計		204,400
歳出		
款	項	金額
1 健康福祉費		千円 204,400
	1 母子および寡婦福祉資金貸付事業費	204,400
歳出合計		204,400

議第4号

平成20年度滋賀県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

平成20年度滋賀県の中小企業支援資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,090,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 繰越金		千円 414,589
	1 繰越金	414,589
2 諸収入		1,676,311
	1 県預金利子	1,150
	2 貸付金元利収入	1,674,661
	3 雑入	500
歳入合計		2,090,900
歳出		
款	項	金額
1 商工観光労働費		千円 413,199
	1 中小企業支援資金貸付事業費	413,199
2 公債費		1,674,701
	1 公債費	1,674,701
3 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		2,090,900

議第5号

平成20年度滋賀県農業改良資金貸付事業特別会計予算

平成20年度滋賀県の農業改良資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 138,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 繰入金		千円 10,348
	1 一般会計繰入金	10,348
2 繰越金		48,600
	1 繰越金	48,600
3 諸収入		64,752
	1 県預金利子	100
	2 貸付金元利収入	64,652
4 県債		15,000
	1 県債	15,000
歳入合計		138,700
歳出		
款	項	金額
1 農政水産業費		千円 136,848
	1 農業改良資金貸付事業費	136,848
2 公債費		1,752
	1 公債費	1,752
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		138,700

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
就農支援資金貸付金	千円 15,000	普 通 貸 借	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項に定めるところによる。
計	15,000			

議第5号 平成20年度滋賀県農業改良資金貸付事業特別会計予算

議第6号

平成20年度滋賀県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

平成20年度滋賀県の林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 261,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 535
	1 一般会計繰入金	535
2 繰越金		80,264
	1 繰越金	80,264
3 諸収入		170,401
	1 貸付金元利収入	170,401
4 県債		10,000
	1 県債	10,000
歳入合計		261,200

歳 出		
款	項	金 額
1 琵琶湖環境費		千円 190,871
	1 林業・木材産業改善資金貸付事業費	30,535
	2 木材産業等高度化推進資金貸付事業費	160,149
	3 林業就業促進資金貸付事業費	187
2 公 債 費		10,800
	1 公 債 費	10,800
3 予 備 費		59,529
	1 予 備 費	59,529
歳 出 合 計		261,200

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
木材産業等高度化推進資金貸付金	千円 10,000	普 通 貸 借	% 1.0以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づく独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書に定めるところによる。
計	10,000			

議第7号

平成20年度滋賀県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成20年度滋賀県の沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 133
	1 一般会計繰入金	133
2 繰越金		75,021
	1 繰越金	75,021
3 諸収入		7,846
	1 県預金利子	23
	2 貸付金元利収入	7,823
歳入合計		83,000

歳出

款	項	金額
1 農政水産業費		千円 20,315
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	20,315
2 予備費		62,685
	1 予備費	62,685
歳出合計		83,000

議第8号

平成20年度滋賀県琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計予算

平成20年度滋賀県の琵琶湖総合開発資金管理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 303,371千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成20年 2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 303,371
	1 一般会計繰入金	303,371
歳入合計		303,371

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円 303,371
	1 公債費	303,371
歳出合計		303,371

議第9号

平成20年度滋賀県公債管理特別会計予算

平成20年度滋賀県の公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 105,292,850千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 80,710,850
	1 一般会計繰入金	74,126,644
	2 特別会計繰入金	6,584,206
2 県債		24,582,000
	1 県債	24,582,000
歳入合計		105,292,850

歳出

款	項	金額
1 公債費		千円 105,292,850
	1 公債費	105,292,850
歳出合計		105,292,850

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
借 換 債	千円 24,582,000	普通貸借または 証券発行	% 10.0以内	借入日の翌日から3年以内据え置き、20年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、繰上償還を行いまたは借換をすることができる。
計	24,582,000			

議第10号

平成20年度滋賀県流域下水道事業特別会計予算

平成20年度滋賀県の流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,820,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第3表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 10,336,661
	1 負担金	10,336,661
2 使用料及び手数料		830
	1 使用料	830
3 国庫支出金		6,216,400
	1 国庫負担金	6,216,400
4 財産収入		33,147
	1 財産運用収入	33,147
5 繰入金		3,585,413
	1 一般会計繰入金	3,369,124
	2 基金繰入金	216,289
6 繰越金		9,687
	1 繰越金	9,687
7 諸収入		5,762
	1 受託事業収入	2,300
	2 雑入	3,462
8 県債		4,632,100
	1 県債	4,632,100
歳入合計		24,820,000

第2表 債務負担行為

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター〕 砂ろ過池建設工事	平成21年度	229,200千円
2	流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター〕 機械電気設備・脱水機 棟等工事	平成21年度から 平成22年度まで	1,476,000千円
3	流域下水道建設事業 〔湖南中部第一幹線〕 管渠工事	平成21年度	100,000千円
4	流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター軌 道周辺地盤観測調査業 務	平成21年度	30,000千円
5	流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター機 械電気設備・脱水機棟 等工事	平成21年度から 平成22年度まで	2,007,000千円
6	流域下水道建設事業 〔東北部彦根第二幹線管〕 渠工事	平成21年度から 平成22年度まで	650,000千円

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道建設事業費	千円 2,145,600	普通貸借または 証券発行	10.0以内 [%]	借入日の翌日から5年以内据え置き、30年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
資本費平準化債	2,486,500			
計	4,632,100			

議第11号

平成20年度滋賀県土地取得事業特別会計予算

平成20年度滋賀県の土地取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 537,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、「第2表 地方債」による。

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 財産収入		千円 37,000
	1 財産運用収入	37,000
2 県債		500,000
	1 県債	500,000
歳入合計		537,000
歳出		
款	項	金額
1 土木交通費		千円 537,000
	1 土木交通管理費	537,000
歳出合計		537,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共用地先行取得事業費	千円 500,000	普通貸借または 証券発行	10.0以内%	借入日の翌日から5年以内据え置き、30年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、または繰上償還を行うことができる。
計	500,000			

議第12号

平成20年度滋賀県用品調達事業特別会計予算

平成20年度滋賀県の用品調達事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,152,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 財産収入		千円 1,150,500
	1 財産売却収入	1,150,500
2 繰越金		1,500
	1 繰越金	1,500
歳入合計		1,152,000
歳出		
款	項	金額
1 総務費		千円 1,152,000
	1 用品調達事業費	1,152,000
歳出合計		1,152,000

議第13号

平成20年度滋賀県収入証紙特別会計予算

平成20年度滋賀県の収入証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,376,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 証紙収入		千円 5,376,100
	1 証紙売払収入	5,376,100
2 繰越金		100
	1 繰越金	100
歳入合計		5,376,200

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 5,376,200
	1 収入証紙	5,376,200
歳出合計		5,376,200

議第14号

平成20年度滋賀県公営競技事業特別会計予算

平成20年度滋賀県の公営競技事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69,340,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分および当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,000千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

第1表 歳入歳出予算

歳入		
款	項	金額
1 公営競技事業収入		千円 34,367,567
	1 公営競技開催収入	34,367,567
2 使用料及び手数料		23,632
	1 使用料	23,632
3 財産収入		1,175
	1 財産運用収入	1,165
	2 財産売却収入	10
4 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
5 諸収入		34,647,626
	1 施設利用料	87,890
	2 県預金利子	200
	3 受託事業収入	34,542,654
	4 雑収入	16,882
歳入合計		69,340,000

第2表 債務負担行為

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	機械発売払戻システム機器整備	平成21年度から 平成27年度まで	869,000千円

企 業 会 計 予 算

議第15号

平成20年度滋賀県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成20年度滋賀県の病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

成人病センター	小児保健医療 セ ン タ ー	精 神 医 療 セ ン タ ー	計
541床	100床	100床	741床

(2) 年 間 患 者 数

	成人病センター	小児保健医療 セ ン タ ー	精 神 医 療 セ ン タ ー	計
入 院	135,415人	27,010人	32,120人	194,545人
外 来	211,896人	45,927人	30,866人	288,689人

(3) 1日平均患者数

	成人病センター	小児保健医療 セ ン タ ー	精 神 医 療 セ ン タ ー	計
入 院	371人	74人	88人	533人
外 来	872人	189人	127人	1,188人

(4) 主要な建設改良事業

医療器具および備品購入

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 病 院 事 業 収 益		千円 16,408,000
	1 医 業 収 益	13,847,895
	2 医 業 外 収 益	2,326,705
	3 附 帯 事 業 収 益	233,400

支 出

款	項	金 額
1 病 院 事 業 費 用		千円 17,164,000
	1 医 業 費 用	16,224,514
	2 医 業 外 費 用	706,086
	3 附 帯 事 業 費 用	233,400

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 883,000千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 1,116,000
	1 企 業 債	484,600
	2 補 助 金	7,000
	3 負 担 金	624,400

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 1,999,000
	1 建 設 改 良 費	531,645
	2 企 業 債 償 還 金	1,461,655
	3 投 資	5,700

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
成人病センター 病院整備事業費	千円 237,000	普通貸借または 証券発行	10.0以内%	借入日の翌日から5年以内 据え置き、30年以内の期間に おいて償還する。 ただし、借入先の融資条件、 財政その他の都合により償還 期間の短縮および据置期間の 延長をし、繰上償還を行いま たは借換をすることができる。
小児保健医療セ ンター病院整備 事業費	213,600			
精神医療センタ ー病院整備事業 費	34,000			
計	484,600			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,465,244千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第8条 院内保育所の運営、地域がん診療連携拠点病院機能強化および医師派遣機能整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、20,066千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,600,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
工具器具および備品	磁気共鳴断層診断装置	1
	X線コンピュータ断層撮影装置	1

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第16号

平成20年度滋賀県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成20年度滋賀県の工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 給 水 事 業 所 | 63事業所 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 24,090,000立方メートル |
| (3) 1 日 平 均 給 水 量 | 66,000立方メートル |
| (4) 主要な建設改良事業 | |

彦根工業用水道事業……更新工事

南部工業用水道事業……更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 工業用水道事業収益		千円 1,347,700
	1 営 業 収 益	1,333,270
	2 営 業 外 収 益	14,430

支 出

款	項	金 額
1 工業用水道事業費用		千円 989,800
	1 営 業 費 用	888,301
	2 営 業 外 費 用	101,499

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 892,800千円は、減債積立金 350,376千円、

過年度分損益勘定留保資金 523,837千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 18,587千円で補てんするものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 228,700
	1 企 業 債	64,000
	2 補 助 金	62,700
	3 受 託 金	40,000
	4 諸 収 入	62,000

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 1,121,500
	1 建 設 改 良 費	510,808
	2 企 業 債 償 還 金	605,275
	3 補 助 金 返 還 金	2,385
	4 固 定 資 産 購 入 費	1,032
	5 投 資	2,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
彦根工業用水道改良事業 (集中監視設備・中央 監視制御設備更新工事)	平成21年度から 平成22年度まで	304,095千円
南部工業用水道改良事業 (集中監視設備・中央 監視制御設備更新工事)	平成21年度から 平成22年度まで	506,825千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
南部工業用水道 改良事業費	千円 64,000	普通貸借または 証券発行	% 10.0以内	借入日の翌日から5年以内 据え置き、30年以内の期間に おいて償還する。 ただし、借入先の融資条件、 財政その他の都合により償還 期間の短縮および据置期間の 延長をし、繰上償還を行いま たは借換をすることができる。
計	64,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 169,310千円

(2) 交際費 25千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、254千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

議第17号

平成20年度滋賀県上水道供給事業会計予算

(総 則)

第1条 平成20年度滋賀県の上水道供給事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 市 町 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、安土町、日野町および竜王町

(2) 年間総給水量 48,243,875立方メートル

(3) 1日平均給水量 132,175立方メートル

(4) 主要な建設改良事業

南部上水道供給事業……送水工事、更新工事

東南部上水道供給事業……更新工事

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 上水道供給事業収益		千円 5,532,600
	1 営 業 収 益	5,107,700
	2 営 業 外 収 益	424,900

支 出

款	項	金 額
1 上水道供給事業費用		千円 3,760,300
	1 営 業 費 用	3,270,416
	2 営 業 外 費 用	489,884

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,914,000千円は、減債積立金 785,435千

円、建設改良積立金 225,000千円、過年度分損益勘定留保資金 627,880千円、当年度分損益勘定留保資金 901,534千円、消費税および地方消費税資本的収支調整額 119,755千円ならびに当年度利益剰余金処分別 254,396千円で補てんするものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 1,688,200
	1 企 業 債	1,333,000
	2 補 助 金	95,000
	3 出 資 金	141,451
	4 受 託 金	35,000
	5 諸 収 入	83,749

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 4,602,200
	1 建 設 改 良 費	2,699,863
	2 企 業 債 償 還 金	1,378,108
	3 他会計からの長期借入金 償還金	439,072
	4 補 助 金 返 還 金	12,809
	5 固 定 資 産 購 入 費	58,148
	6 投 資	14,200

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
南部上水道改良事業 (甲西幹線正福寺 ライン移設工事)	平成21年度	44,600千円
南部上水道改良事業 (集中監視設備・中央 監視制御設備更新工事)	平成21年度から 平成22年度まで	774,060千円
東南部上水道改良事業 (集中監視設備・中央 監視制御設備更新工事)	平成21年度から 平成22年度まで	589,760千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
南部上水道建設 事業費	千円 43,000	普通貸借または 証券発行	10.0以内 %	借入日の翌日から5年以内 据え置き、30年以内の期間に おいて償還する。 ただし、借入先の融資条件、 財政その他の都合により償還 期間の短縮および据置期間の 延長をし、繰上償還を行いま たは借換をすることができる。
南部上水道改良 事業費	390,000			
東南部上水道改 良事業費	900,000			
計	1,333,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 539,496千円 |
| (2) 交 際 費 | 25千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 経営基盤を強化するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、396,362千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,733千円と定める。

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

条 例 案

議第18号

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 2 月 19 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金条例

(設置)

第 1 条 後期高齢者医療の財政の安定化に資するため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 116 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(拠出率)

第 2 条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号）第 19 条第 1 項に規定する条例で定める割合は、10,000 分の 8.7 とする。

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(拠出金)

第 4 条 法第 116 条第 3 項の規定により滋賀県後期高齢者医療広域連合から徴収する財政安定化基金拠出金の額は、特定期間（同条第 2 項第 1 号に規定する特定期間をいう。）の年度ごとに予算で定める。

(管理)

第 5 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 6 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第 7 条 知事は、法第 116 条第 1 項第 1 号に掲げる事業に係る交付金の交付および同項第 2 号に掲げる事業に係る貸付金の貸付けを行う場合に限り、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

議第19号

滋賀県学習船建造基金条例案

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県学習船建造基金条例

(設置)

第1条 琵琶湖において児童に対し環境学習および体験学習を行う学習船（以下「学習船」という。）の建造を円滑に行うため、滋賀県学習船建造基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、学習船の建造に要する経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

議第20号

滋賀県公益認定等委員会条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 2 月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県公益認定等委員会条例

(設置)

第1条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、滋賀県公益認定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員3人以上7人以内で組織する。

2 委員は、法律、会計または公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(職権の行使)

第4条 委員は、独立してその職権を行う。

(身分保障)

第5条 委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合または職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(服務)

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、または積極的に政治運動をしてはならない。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第8条 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識または経験を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第10条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員および専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第2項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、滋賀県総務部において処理する。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第43号の4の次に次の1号を加える。

(43)の5 滋賀県公益認定等委員会の委員および専門委員

議第21号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(57)の項中ノおよびハを削り、ネをハとし、ヌをノとし、ニをネとし、ナをヌとし、トをニとし、テをナとし、ツをトとし、チをテとし、タをツとし、ソをチとし、セをタとし、スをソとし、シをセとし、サをスとし、コをシとし、ケをサとし、キおよびクを削り、カをコとし、オをケとし、エをクとし、ウをキとし、イをカとし、アをオとし、オの前に次のように加える。

- | | |
|---|-------------------------------|
| ア | 法第98条の6の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任 |
| イ | 法第98条の8第3号の規定による報告の受理 |
| ウ | 法第99条の9第4項の規定による意見の陳述 |
| エ | 法第99条の10の規定による清算終了の届出の受理 |

(滋賀県公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年滋賀県条例第56号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「基づき、公益法人等」を「基づき、公益的法人等」に改める。

(滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項第2号中「民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する社団法人または財団法人」を「一般社団法人または一般財団法人」に改める。

（滋賀県観光物産情報センターの設置および管理に関する条例の一部改正）

第4条 滋賀県観光物産情報センターの設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条中「社団法人びわこビジターズビューロー」の右に「（昭和31年12月12日に社団法人滋賀県観光連盟という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

（滋賀県立自然公園条例の一部改正）

第5条 滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「目的として設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の法人」を「目的とする一般社団法人または一般財団法人」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例の規定中「滋賀県公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「滋賀県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。
 - (1) 滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）第1条
 - (2) 滋賀県職員の分限に関する条例（昭和31年滋賀県条例第31号）第2条第1項第1号
 - (3) 滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）第1条
 - (4) 滋賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年滋賀県条例第57号）第4条第4号
 - (5) 滋賀県地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年滋賀県条例第35号）第1条第1項

議第22号

滋賀県部制条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 2 月 19 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県部制条例の一部を改正する条例

滋賀県部制条例（昭和30年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県部等設置条例

第1条の見出しを「（部等の設置）」に改め、同条中「次の部」を「知事直轄組織および次の部」に、
「政策調整部」を「総務部」に改める。
総務部

第2条第1号を削り、同条第2号中オをキとし、エの次に次のように加える。

オ 地域の総合的な振興に関する事項

カ 統計に関する事項

第2条中第2号を第1号とし、同条第3号エを削り、同号を同条第2号とし、同条第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（知事直轄組織の分掌事務）

第2条 知事直轄組織は、広報、県行政の総合的な企画および調整、重要施策の企画および調査ならびに防災に関する事項を分掌する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（滋賀県防災会議条例等の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「滋賀県県民文化生活部」を「知事直轄組織」に改める。

（1）滋賀県防災会議条例（昭和37年滋賀県条例第37号）第6条

（2）滋賀県国民保護協議会条例（平成17年滋賀県条例第3号）第7条

（3）滋賀県国民保護対策本部および滋賀県緊急対処事態対策本部条例（平成17年滋賀県条例第4号）第6条

（滋賀県災害対策本部条例の一部改正）

3 滋賀県災害対策本部条例（昭和37年滋賀県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「滋賀県部制条例」を「滋賀県部等設置条例」に改める。

第5条中「滋賀県県民文化生活部」を「知事直轄組織」に改める。

(滋賀県職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 4 滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第6第1項の表注中「滋賀県部制条例」を「滋賀県部等設置条例」に、「部およびこれ」を「知事直轄組織および部ならびに当該部」に改める。

(滋賀県基本構想審議会条例の一部改正)

- 5 滋賀県基本構想審議会条例（昭和59年滋賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条中「滋賀県政策調整部」を「知事直轄組織」に改める。

(滋賀県国土利用計画審議会条例および滋賀県土地利用審査会条例の一部改正)

- 6 次に掲げる条例の規定中「政策調整部」を「県民文化生活部」に改める。

(1) 滋賀県国土利用計画審議会条例（昭和49年滋賀県条例第47号）第6条

(2) 滋賀県土地利用審査会条例（昭和49年滋賀県条例第48号）第5条

(滋賀県公立大学法人評価委員会条例の一部改正)

- 7 滋賀県公立大学法人評価委員会条例（平成17年滋賀県条例第99号）の一部を次のように改正する。

第6条中「政策調整部」を「総務部」に改める。

議第23号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 2 月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 知事の事務部局の職員 3,316人

第2条第1項第8号を次のように改める。

(8) 人事委員会の事務部局の職員 10人

第2条第1項第10号および第11号を次のように改める。

(10) 教育機関の職員	校長および教員	3,242人
	校長および教員以外の職員	716人
	計	3,958人
ア 高等学校の職員	校長および教員	2,284人
	校長および教員以外の職員	470人
	計	2,754人
イ 中学校の職員	校長および教員	39人
	校長および教員以外の職員	3人
	計	42人
ウ 特別支援学校の職員	校長および教員	919人
	校長および教員以外の職員	171人
	計	1,090人
エ 学校以外の教育機関の職員		72人
(11) 合計		8,531人

第2条第2項を削り、同条第3項中「第1項第10号」を「前項第10号」に改め、同項を同条第2項とする。

付 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

議第24号

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「180日（地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員にあっては90日）」を「90日（人事委員会規則で定める負傷または疾病により療養を要する職員（地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員および再任用短時間勤務職員等を除く。）にあっては180日）」に改める。

(滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「180日（地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員にあっては90日）」を「90日（人事委員会規則で定める負傷または疾病により療養を要する職員（地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員および再任用短時間勤務職員等を除く。）にあっては180日）」に改める。

(滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「180日（地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員にあっては90日）」を「90日（人事委員会規則で定める負傷または疾病により療養を要する職員（地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員および再任用短時間勤務職員等を除く。）にあっては180日）」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第12条第2項、第2条の規定による改正前の滋賀県公立学校職員の勤務時間、

休日および休暇に関する条例第13条第2項および第3条の規定による改正前の滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第12条第2項の規定による特別休暇を取得している職員の当該特別休暇の引き続く期間については、第1条の規定による改正後の滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第12条第2項、第2条の規定による改正後の滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第13条第2項および第3条の規定による改正後の滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第12条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該特別休暇の引き続く期間の末日がこの条例の施行の日から起算して90日を経過する日後となるときは、当該特別休暇の引き続く期間の末日は、当該90日を経過する日またはこの条例の施行の際現に承認を受けている期間の末日のいずれか遅い日とする。

議第25号

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 2 月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中第29号の3を削り、第29号の2を第29号の3とし、第29号の次に次の1号を加える。

(29)の2 後期高齢者医療審査会の委員

付 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

議第26号

滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第2項中「100分の8」を「100分の6」に改める。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

議第27号

滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例

(滋賀県旅費支給条例の一部改正)

第1条 滋賀県旅費支給条例（昭和46年滋賀県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「日当」を「旅行雑費」に、「旅行雑費」を「渡航雑費」に改め、同条第6項中「日当は」を「旅行雑費は」に改め、同条第12項中「旅行雑費」を「渡航雑費」に改める。

第9条第1項および第10条中「日当」を「旅行雑費」に改める。

第17条第2項中「18円」を「20円」に改める。

第18条の見出しを「（旅行雑費）」に改め、同条第1項中「日当」を「旅行雑費」に、「2,600円」を「1,300円」に改め、同条第2項中「路程100キロメートル未満」を「県内」に、「日当」を「旅行雑費」に、「2分の1」を「10分の3」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、公用の交通機関または自家用自動車等による旅行については、これらの項の規定による旅行雑費は、支給しない。ただし、公務上の必要その他特別の事情があるもの（任命権者が知事と協議して定めるものに限る。）については、これらの項に規定する額を超えない範囲内で知事が定める額の旅行雑費を支給する。

第22条第1項中「日当の」を「旅行雑費の」に、「日当定額」を「旅行雑費定額」に改める。

第23条第1項第1号アおよびウ中「日当」を「旅行雑費」に改める。

第25条第1項第3号ア中「140円」を「160円」に改め、同号イ中「290円」を「320円」に改め、同号ウ中「360円」を「400円」に改め、同条第2項中「日当定額の4分の1」を「旅行雑費定額の10分の3」に、「日当を」を「旅行雑費を」に改める。

第26条第2号中「日当額の2分の1」を「旅行雑費の額」に改める。

第29条ただし書中「日当」を「旅行雑費」に改める。

第33条の見出しおよび同条第1項中「日当」を「旅行雑費」に改め、同条第4項中「第18条第2項、」および「日当、」を削る。

第35条（見出しを含む。）中「旅行雑費」を「渡航雑費」に改める。

「		「	
	日		旅

別表第2中

を

行
雑
費

に改め、同表備考2および備考3中「日当」を「旅

当

行雑費」に改める。

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項、第12条第1項および第13条中「日当」を「旅行雑費」に改める。

別表3の(1)の表中「日当、」を「旅行雑費、」に、

日 当 〔1日に つき〕		旅行雑費 〔1日に つき〕
円 3,300		円 1,300
3,000	を	1,300
2,600		1,300

に改め、別表3の(1)第10項中「18円」を「20円」に改める。

別表4中

を

に改める。

日 当 〔1日に つき〕	旅行雑費 〔1日に つき〕
2,600円	1,300円

(滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「日当」を「旅行雑費」に改める。

別表中	を	に改め、同表備考9中「18円」を「20円」に改
「 日 当 〔1日につき〕 円 2,600		「 旅行雑費 〔1日につき〕 円 1,300

める。

付 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県旅費支給条例、第2条の規定による改正後の滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例および第3条の規定による改正後の滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行および同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分および同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

議第28号

滋賀県琵琶湖研究基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県琵琶湖研究基金条例の一部を改正する条例

滋賀県琵琶湖研究基金条例（昭和57年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「滋賀県琵琶湖・環境科学研究センター」を「滋賀県琵琶湖環境科学研究センター」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第29号

滋賀県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（行政財産の無償貸付けまたは減額貸付け）

第5条 前条の規定は、行政財産を貸し付ける場合について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第30号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 2 月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第43 (1) の項ア (ア) 中「5,000 円」を「17,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、12,000円）」に改め、同項ア (イ) 中「9,000 円」を「26,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、18,000円）」に改め、同項ア (ウ) 中「14,000円」を「40,000円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、27,000円）」に改め、同項ア (エ) 中「19,000円」を「53,000 円（構造計算書の添付を要しないものにあつては、35,000円）」に改め、同項ア (オ) 中「34,000 円」を「93,000円」に改め、同項ア (カ) 中「48,000円」を「140,000 円」に改め、同項ア (キ) 中「10,000平方メートル」を「5,000 平方メートル」に、「140,000 円」を「240,000 円」に改め、同項ア (ケ) 中「460,000 円」を「780,000 円」に改め、同項ア中 (ケ) を (コ) とし、同項ア (ク) 中「240,000 円」を「470,000 円」に改め、同項ア中 (ク) を (ケ) とし、(キ) の次に次のように加える。

(ク) 床面積の合計が5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	290,000 円
---	-----------

別表第43 (2) の項ア中「10,000円」を「18,000円」に改め、同項イ中「12,000円」を「27,000 円」に改め、同項ウ中「16,000円」を「34,000円」に改め、同項エ中「22,000円」を「46,000円」に改め、同項オ中「36,000円」を「67,000円」に改め、同項カ中「50,000円」を「86,000円」に改め、同項キ中「10,000平方メートル」を「5,000 平方メートル」に、「120,000 円」を「150,000 円」に改め、同項ケ中「380,000 円」を「570,000 円」に改め、同項中ケをコとし、同項ク中「190,000 円」を「300,000 円」に改め、同項中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 床面積の合計が5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	190,000 円
---	-----------

別表第43 (3) の項ア中「9,000 円」を「17,000円」に改め、同項イ中「11,000円」を「25,000 円」に改め、同項ウ中「15,000円」を「31,000円」に改め、同項エ中「21,000円」を「43,000円」に改め、同項オ中「35,000円」を「64,000円」に改め、同項カ中「47,000円」を「82,000円」に

改め、同項キ中「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「110,000円」を「140,000円」に改め、同項ケ中「370,000円」を「560,000円」に改め、同項中ケをコとし、同項ク中「180,000円」を「290,000円」に改め、同項中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	180,000円
--	----------

別表第43(4)の項ア中「9,000円」を「17,000円」に改め、同項イ中「11,000円」を「24,000円」に改め、同項ウ中「15,000円」を「33,000円」に改め、同項エ中「20,000円」を「42,000円」に改め、同項オ中「33,000円」を「63,000円」に改め、同項カ中「45,000円」を「80,000円」に改め、同項キ中「10,000平方メートル」を「5,000平方メートル」に、「100,000円」を「130,000円」に改め、同項ケ中「330,000円」を「510,000円」に改め、同項中ケをコとし、同項ク中「160,000円」を「280,000円」に改め、同項中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	170,000円
--	----------

別表第43(41)の項ア中「9,000円」を「26,000円」に、「4,000円」を「11,000円」に改め、同項イ中「5,000円」を「14,000円」に、「3,000円」を「6,000円」に改め、同表(42)の項中「13,000円」を「34,000円」に、「8,000円」を「19,000円」に改め、同表(43)の項中「12,000円」を「32,000円」に、「8,000円」を「19,000円」に改め、同表(44)の項中「12,000円」を「25,000円」に、「8,000円」を「15,000円」に改め、同表(45)の項ア中「8,000円」を「24,000円」に改め、同項イ中「4,000円」を「13,000円」に改め、同表(46)の項中「9,000円」を「27,000円」に改め、同表(47)の項中「9,000円」を「17,000円」に改める。

別表第45(1)の項中「25,500円」を「4,500円」に改める。

別表第53(8)の項の次に次のように加える。

(8)の2 法第36条の4第1項の規定に基づく試験の手数料	13,000円
(8)の3 法第36条の4第2項の規定に基づく登録の申請に対する審査の手数料	7,100円
(8)の4 法第36条の4第2項の規定に基づく登録に係る登録証の書換え交付の手数料	2,100円
(8)の5 法第36条の4第2項の規定に基づく登録に係る登録証の再交付の手数料	3,100円

付 則

この条例中別表第45および別表第53の改正規定は平成20年4月1日から、別表第43の改正規定は同年7月1日から施行する。

議第31号

滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例（平成3年滋賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号および第2号中「、職業能力開発校等」を削り、同条第4号イ中「で規則で定めるもの」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第32号

滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県青少年の健全育成に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県青少年の健全育成に関する条例（昭和52年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号を次のように改める。

- (6) 自動販売機等 物品の販売または貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売または貸付けをすることができる自動販売機および自動貸出機をいう。

第20条第4項中「等青少年が有害図書等または有害がん具等を自動販売機等から購入し、または借り受けることができないように措置が講じられている」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（インターネット利用の制限）

第20条の2 電気通信設備によるインターネット接続サービスの提供を行うことを業とする者および当該事業者のために利用者との契約の締結の媒介、取次ぎまたは代理（以下「媒介等」という。）を業として行う者は、利用者と契約または契約の締結の媒介等を行う際には、青少年の利用の有無を確認し、青少年が利用することとなる場合には、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を青少年が閲覧し、または視聴することがないように、当該情報を取り除くためのフィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。）の機能を有するソフトウェア（以下「青少年に有益なソフトウェア」という。）に関する情報その他必要な情報を提供し、青少年に有益なソフトウェアの利用等を推奨するように努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、青少年が当該端末設備によりインターネットを利用する場合には、青少年がインターネットを適正に利用できるように、青少年に有益なソフトウェアを備えた端末設備の提供その他必要な措置をとるよう努めなければならない。
- 3 保護者は、青少年に有益なソフトウェアの利用、インターネットの利用に関する健全な判断能力の育成その他の適切な方法により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努

めなければならない。

第22条第1項中「次項において」を「以下」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 深夜に営業を営む者およびその従業者は、特別な理由がある場合のほか、深夜に当該営業に係る施設内または敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

(深夜の営業を行う施設への立入りの制限)

第22条の2 次に掲げる営業を営む者およびその従業者は、深夜において、当該営業に係る施設に青少年を立ち入らせてはならない。

- (1) 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱を行わせる営業
 - (2) 設備を設けて、客に主に図書等を閲覧させ、もしくは視聴させ、またはインターネットの利用を行わせる営業
- 2 前項各号に掲げる営業を営む者は、深夜において営業を営む場合は、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を入口の見やすいところに掲示しなければならない。

第27条第2項中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 第22条の2第1項の規定に違反した者

第27条第4項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第22条の2第2項の規定に違反した者

第27条第5項中「第21条」の右に「、第22条の2第1項」を加える。

付 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

議第33号

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 2 月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例（昭和59年滋賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「身体障害者」を「障害者」に改める。

第2条中「附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設（以下「身体障害者更生施設」を「第5条第12項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」に改め、同条第1号中「身体障害者に係る」を削り、同条第3号中「身体障害者更生施設」を「障害者支援施設」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

別表身体障害者更生施設支援の項を削り、同表中

短期入所

を

障害者支援施設としての業務
および短期入所

設
お

に改める。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

議第34号

滋賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

滋賀県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「20,000円」を「50,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改め、同条第3項第1号中「20,000円」を「50,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改める。

第16条第2項第1号中「30,000円」を「75,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改め、同条第3項第1号中「30,000円」を「75,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改める。

第20条第3項第3号中「第12条各号」を「第11条各号」に改める。

別表中「3,500円」を「9,300円」に、「4,500円」を「11,400円」に、「6,000円」を「14,300円」に、「7,400円」を「17,300円」に、「8,900円」を「18,800円」に、「10,800円」を「20,700円」に、「13,300円」を「23,300円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の滋賀県心身障害者扶養共済制度条例（以下「旧条例」という。）の規定による滋賀県心身障害者扶養共済制度に加入した者（施行日前に他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入した者で、施行日以後に改正後の滋賀県心身障害者扶養共済制度条例（以下「新条例」という。）第4条第2項の規定の適用を受けて加入したものを含む。以下「改正前加入者」という。）に係る新条例第7条第1項および第2項の規定の適用については、次の表の(1)欄に掲げる者の区分に応じ、当該(2)欄に掲げる新条例の規定中当該(3)欄に掲げる字句は、当該(4)欄に掲げる字句とする。

(1)	(2)	(3)	(4)
昭和54年10月1日以後に加入した者で加入の承認を受けた日の年齢が45歳以上であったものおよび昭和61年4月1日以後に加入した者で加入の承認を受けた日の年齢が45歳未満であったもの	第7条第1項	、加入の承認を受けた日	、滋賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成20年滋賀県条例第 号）の施行の日
		別表	同条例付則別表第1
上記の者以外の者	第7条第1項	、加入の承認を受けた日	、滋賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成20年滋賀県条例第 号）の施行の日
		別表	同条例付則別表第2
		20年	25年
施行日前に旧条例第6条第2項の規定による口数追加の承認を受けた者（滋賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成7年滋賀県条例第44号）付則第2項の規定により同条第2項の規定による口数追加の承認を受けたものとみなされる者を含む。）	第7条第2項	、口数追加の承認を受けた日	、滋賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成20年滋賀県条例第 号）の施行の日
		別表	同条例付則別表第1

3 新条例別表および前項の規定は、施行日以後に納付すべき掛金について適用し、施行日前に納付すべき掛金については、なお従前の例による。

4 改正前加入者に係る新条例第15条第2項および第3項ならびに第16条第2項および第3項の規定の適用については、新条例第15条第2項第1号および第3項第1号中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、同条第2項第2号および第3項第2号ならびに新条例第16条第2項第2号および第3項第2号中「125,000円」とあるのは「75,000円」と、新条例第15条第2項第3号および第3項第3号ならびに第16条第2項第3号および第3項第3号中「250,000円」とあるのは「150,000円」と、同条第2項第1号および第3項第1号中「75,000円」とあるのは「45,000円」とする。

5 新条例第15条第2項および第3項ならびに第16条第2項および第3項ならびに前項の規定は、施行日以後の心身障害者の死亡に係る弔慰金および申出に係る脱退一時金について適用し、施行日前の心身障害者の死亡に係る弔慰金および申出に係る脱退一時金については、なお従前の

例による。

(滋賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 滋賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成7年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

付則中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

付則別表第1および付則別表第2を削る。

付則別表第1

加入または口数追加の承認を受けた日の年齢による区分	掛 金 月 額
35 歳 未 満 の 者	5,600円
35 歳 以 上 40 歳 未 満 の 者	6,900円
40 歳 以 上 45 歳 未 満 の 者	8,700円
45 歳 以 上 50 歳 未 満 の 者	10,600円
50 歳 以 上 55 歳 未 満 の 者	11,600円
55 歳 以 上 60 歳 未 満 の 者	12,800円
60 歳 以 上 65 歳 未 満 の 者	14,500円

付則別表第2

昭和61年4月1日の年齢による区分	掛 金 月 額
35 歳 未 満 の 者	5,600円
35 歳 以 上 40 歳 未 満 の 者	6,900円
40 歳 以 上 45 歳 未 満 の 者	8,700円
45 歳 以 上 の 者	10,600円

議第35号

滋賀県知的障害者援護施設の設置および管理に関する条例を廃止する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 2 月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県知的障害者援護施設の設置および管理に関する条例を廃止する条例

滋賀県知的障害者援護施設の設置および管理に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第34号）は、
廃止する。

付 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

議第36号

滋賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

滋賀県国民健康保険調整交付金条例（平成17年滋賀県条例第97号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「一般被保険者（法第70条第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。以下同じ。）に係る所得および当該被保険者」を「被保険者に係る所得および被保険者」に改め、同項第2号中「一般被保険者」を「被保険者」に、「および高額療養費」を「、高額療養費および高額介護合算療養費」に改める。

付則第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 退職被保険者等所属市町村（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。）について、第2条第2項の規定を適用する場合においては、同項第1号中「被保険者に係る所得および被保険者」とあるのは「一般被保険者（法附則第6条に規定する退職被保険者または退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る所得および一般被保険者」と、同項第2号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「第70条第1項第2号」とあるのは「附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第70条第1項第2号」とする。
- 3 平成25年3月31日までの間、市町（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、第2条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「第70条第1項第2号」とあるのは、「附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項第2号」とする。
- 4 平成25年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町村について、付則第2項の規定により読み替えられた第2条第2項第2号の規定を適用する場合においては、同号中「附則第9条第1項」とあるのは、「附則第22条の規定により読み替えられた、法附則第9条第1項」とする。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

議第37号

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第6号」を「第7号」に改め、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 長浜港の船揚場および駐車施設の一般使用の場合であつて、規則で定める要件に該当するとき。

別表第1中臨港交通施設（駐車場に限る。）の項を削り、

マリーナ施設	大津港	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後6時まで	を
		11月1日から翌年の3月31日まで	午前9時から午後5時まで	

港湾環境整備施設（駐車施設に限る。）	大津港	通年	午前8時30分から午後9時30分まで	に
マリーナ施設	大津港	4月1日から10月31日まで	午前9時から午後6時まで	
		11月1日から翌年の3月31日まで	午前9時から午後5時まで	

改める。

別表第2第1項の表中

船舶揚降施設（動力設備を使用する場合に限る。）	揚船または降船1回につき 円	3,970	大津港 彦根港	を
-------------------------	-------------------	-------	------------	---

船揚場（一般使用に限る。）	1隻1日につき	1,350円	長浜港
---------------	---------	--------	-----

船舶揚降施設（動力設備を使用する場合に限る。）	揚船または降船 1 回につき 3,970 円	大津港 彦根港	に、
-------------------------	------------------------	------------	----

駐 車 場	大 型 車	1 回 1 台につき 1,850 円	大津港
	マイクロバス（乗車定員11人から29人までのものをいう。）	1 回 1 台につき 1,250 円	
	自 動 二 輪 車 原 動 機 付 自 転 車	1 台 2 時間以内 100 円	
		1 台超過時間 1 時間につき 50円	

駐 車 施 設	大 型 車	1 回 1 台につき 1,850 円	大津港
	マイクロバス（乗車定員11人から29人までのものをいう。）	1 回 1 台につき 1,250 円	
	自 動 二 輪 車 原 動 機 付 自 転 車	1 台 2 時間以内 100 円	
		1 台超過時間 1 時間につき 50円	
	普通車（被牽引車を牽引しているものを除く。）	1 回 1 台につき 500 円	長浜港
	被 牽 引 車	1 回 1 台につき 1,000 円	

改め、同表注 6 および注 7 中「駐車場」を「駐車施設」に改める。

付 則

この条例は、平成20年 5 月 1 日から施行する。

議第38号

しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 2 月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例（平成17年滋賀県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「ホール、」の右に「リハーサル室、」を加える。

第3条第1項ただし書中「ホール」の右に「、リハーサル室」を加える。

別表ホールの項の次に次のように加える。

リハーサル室	6,000	9,700	14,200	21,800	27,800
--------	-------	-------	--------	--------	--------

別表注1中「ホール」の右に「またはリハーサル室」を加え、同表注2中「ホールまたは」を「ホール、リハーサル室または」に改め、同表注6中「ホール、」の右に「リハーサル室、」を加える。

付 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

議第39号

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和59年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 県土の一体的な景観形成（第6条—第8条）

第3章 景観計画の策定（第9条・第10条）

第4章 行為の規制等

第1節 行為の規制（第11条—第15条）

第2節 公共事業等（第16条・第17条）

第3節 景観影響調査（第18条・第19条）

第5章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物（第20条—第23条）

第2節 景観重要樹木（第24条—第27条）

第6章 近隣景観形成協定等（第28条—第30条）

第7章 市町への助言（第31条）

第8章 滋賀県景観審議会（第32条—第34条）

第9章 雑則（第35条）

付則

第1条中「必要な地域の指定、行為の指導等を行う」を「景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関する事項および景観指針の策定その他必要な事項を定める」に改める。

第2条第1号中「すぐれた」を「良好な」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 大規模建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（以

下「建築物」という。)で高さ13メートル以上もしくは4階建て以上のものまたは工作物(建築物を除く。以下同じ。)で高さ13メートル以上のもののうち規則で定めるものをいう。

第2条第4号を削る。

第5条を次のように改める。

(啓発)

第5条 県は、県民等が県土の景観形成についての理解を深めるよう、啓発に努めなければならない。

第6条から第27条の2までを削る。

第2章から第10章までの章名を削る。

第5条の次に次の4章および章名を加える。

第2章 県土の一体的な景観形成

(景観指針)

第6条 知事は、県土の一体的な景観形成を図るため、県の施策および県民等の取組の指針となるべき事項(以下「景観指針」という。)を定めるものとする。

2 景観指針には、次に掲げる事項を定める。

- (1) 景観形成に関する基本目標
- (2) 景観形成を図るための方策に関する基本的な事項
- (3) その他県土の一体的な景観形成に関し必要な事項

3 知事は、景観指針を定めようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、景観指針を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、景観指針の変更について準用する。

(景観行政団体協議会)

第7条 知事は、他の景観行政団体(法第7条第1項に規定する景観行政団体をいう。以下同じ。)と連携して、県土の一体的な景観形成を図るために必要な協議を行うための組織(以下「景観行政団体協議会」という。)の整備に努めるものとする。

2 景観行政団体協議会においては、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 次に掲げる地域における景観形成を図るため景観行政団体が連携して取り組む必要がある事項

ア 琵琶湖および内湖ならびにこれらの周辺地域

イ 景観形成上重要な道路およびその沿道の地域

ウ 景観形成上重要な河川およびその河川沿いの地域

- (2) その他景観行政団体における景観形成に関する事項のうち他の景観行政団体の景観形成に与える影響を考慮する必要がある事項

(市町への協力要請)

第8条 知事は、県が実施する県土の景観形成に関する施策の推進について、市町に対して必要な協力を要請することができる。

第3章 景観計画の策定

(景観計画)

第9条 景観計画区域（法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。以下同じ。）には、次に掲げる区域を定めることができる。

- (1) 琵琶湖景観形成地域
- (2) 琵琶湖景観形成特別地区
- (3) 沿道景観形成地区
- (4) 河川景観形成地区

2 琵琶湖景観形成地域は、琵琶湖および内湖ならびにこれらの周辺地域のうち次の各号のいずれかに該当すると認められる区域とする。

- (1) 湖辺の砂浜、ヨシ原、水生植物群落、樹林等の自然景観が琵琶湖または内湖（以下「琵琶湖等」という。）と一体となつて個性ある景観を呈している区域
- (2) 湖辺の神社仏閣、遺跡、鎮守の森等の歴史的景観が琵琶湖等と一体となつて個性ある景観を呈している区域
- (3) 湖辺またはその周辺の市街地、集落地、港湾、田畑等の人文的景観が琵琶湖等と一体となつて個性ある景観を呈している区域
- (4) その他琵琶湖等と一体となつて個性ある景観形成を図る必要がある区域

3 琵琶湖景観形成特別地区は、琵琶湖景観形成地域のうち特に良好な景観を呈していると認められる区域または湖岸と一体となつて特に景観形成を図る必要があると認められる区域とする。

4 沿道景観形成地区は、琵琶湖景観形成地域および河川景観形成地区以外の区域のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められる道路の区間およびその沿道の景観形成を図るため必要と認められる区域とする。

- (1) 琵琶湖または県の代表的な山陵の眺望が良好な道路の区間
- (2) 沿道における景観が良好な道路の区間
- (3) 主要な道路の区間のうち、県民生活上または観光上特に重要な道路の区間

5 河川景観形成地区は、琵琶湖景観形成地域および沿道景観形成地区以外の区域のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められる河川の区間およびその河川沿いの景観形成を図るため必要と認められる区域とする。

- (1) 周辺の景観と調和した良好な景観を呈している河川の区間
- (2) 主要な河川の区間のうち、県民生活上または観光上特に重要な河川の区間

6 法第8条第2項第3号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、第1項各号に掲げる区域および当該区域以外の景観計画区域ごとに定めることができる。

(策定の手続)

第10条 知事は、景観計画（法第8条第1項に規定する景観計画をいう。）を定めようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第4章 行為の規制等

第1節 行為の規制

（行為の届出）

第11条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係る同項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書に、規則で定める図書を添付して行わなければならない。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係る同項の条例で定める事項は、行為をしようとする者の氏名および住所（法人その他の団体にあつては、その名称および主たる事務所の所在地）ならびに行為の完了予定日とする。

3 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

(1) 琵琶湖景観形成地域（琵琶湖景観形成特別地区を除く。） 次に掲げる行為

ア 木竹の伐採

イ 屋外における物件の堆積^{たい}

(2) 琵琶湖景観形成特別地区、沿道景観形成地区および河川景観形成地区 次に掲げる行為

ア 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

イ 木竹の伐採

ウ 屋外における物件の堆積^{たい}

エ 水面の埋立てまたは干拓

4 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係る同条第2項の条例で定める事項は、設計または施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（勧告の手続、公表等）

第12条 知事は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴くことができる。

2 知事は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る措置の実施状況その他必要な事項について報告させることができる。

3 知事は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わなかった場合は、その旨、勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（届出等を要しない行為）

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
 - (2) 規則で定める工作物以外の工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
 - (3) 法令または他の条例の規定に基づく許可、認可、届出、協議等を要する行為で規則で定めるもの
 - (4) 法令または他の条例の規定に基づいて定められた地域、地区等で規則で定めるものの区域内で行う行為
 - (5) 国の機関、地方公共団体その他規則で定める公共団体が行う行為で規則で定めるものの以外
 - (6) 琵琶湖景観形成地域、沿道景観形成地区および河川景観形成地区以外の景観計画区域における大規模建築物等の新築もしくは新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更（以下「新築等」という。）以外の行為
- （特定届出対象行為）

第14条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号または第2号の届出を要する行為とする。

（変更命令の手續等）

第15条 知事は、法第17条第1項の規定により必要な措置を命じ、または同条第5項の規定により原状回復もしくはこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、同条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合であつて、当該命令の対象となる特定届出対象行為（同項に規定する特定届出対象行為をいう。）について第18条第1項の規定により景観影響調査書が提出され、同条第2項の規定により当該景観影響調査書の内容について既に滋賀県景観審議会の意見を聴いているときは、この限りでない。

第2節 公共事業等

（公共事業等の技術指針）

第16条 知事は、県（規則で定める公共団体を含む。）が第9条第1項各号に掲げる区域内において公共事業または公共施設の建設等（法第16条第5項の通知に係るものを除く。次条において同じ。）を行う場合に遵守すべき景観形成のための技術指針（以下「公共事業等の技術指針」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、公共事業等の技術指針を定めようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、公共事業等の技術指針を定めたときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、公共事業等の技術指針の変更について準用する。

第17条 知事は、国の機関、地方公共団体（県を除く。）その他規則で定める公共団体が第9条第1項各号に掲げる区域内において公共事業または公共施設の建設等を行う場合は、公共事業

等の技術指針に配慮するよう求めるものとする。

第3節 景観影響調査

(景観影響調査)

第18条 法第16条第1項の規定による届出（琵琶湖景観形成地域内における大規模建築物等の新築等に係るものに限る。）をしようとする者は、当該届出に係る行為が景観に与える影響の調査を行い、その調査の結果を記載した景観影響調査書（以下「調査書」という。）を作成し、当該届出の30日前までに知事に提出しなければならない。ただし、当該届出が次に掲げる行為に係るものであるときは、この限りでない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域内および法令または他の条例に基づいて定められた地域、地区等で規則で定めるものの区域内で行われる行為
- (2) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第5条から第27条までの規定による環境影響評価に関する手続を経ている行為
- (3) 滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第6条から第22条までの規定による環境影響評価に関する手続を経ている行為

2 知事は、前項の規定による調査書の提出があつたときは、当該調査書の内容について関係市町の長および滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 前2項の規定は、法第16条第5項の規定による通知（琵琶湖景観形成地域内における大規模建築物等の新築等に係るものに限る。）をしようとするものについて準用する。この場合において、第1項中「当該届出の30日前までに」とあるのは、「当該通知をするときに」と読み替えるものとする。

(景観調査指針)

第19条 前条第1項の景観に与える影響の調査は、知事が別に定める景観調査指針に従い行わなければならない。

- 2 景観調査指針には、調査の手法、調査書の作成方法その他規則で定める事項を定めるものとする。
- 3 知事は、景観調査指針を定めようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、景観調査指針を定めたときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、景観調査指針の変更について準用する。

第5章 景観重要建造物等

第1節 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定の手続等)

第20条 知事は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町の長および滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。法第27条第

2項の規定によりその指定を解除しようとするときも同様とする。

(原状回復命令等の手続)

第21条 知事は、法第23条第1項の規定により原状回復またはこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(管理の方法の基準)

第22条 法第25条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、特別の理由がある場合を除き、当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上必要な措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造および設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) その他規則で定めるもの

(管理に関する命令または勧告の手続)

第23条 知事は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、または勧告しようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第2節 景観重要樹木

(景観重要樹木の指定の手続等)

第24条 知事は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町の長および滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。法第35条第2項の規定によりその指定を解除しようとするときも同様とする。

(原状回復命令等の手続)

第25条 知事は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復またはこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(管理の方法の基準)

第26条 法第33条第2項の条例で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観の保全のため、^{せん}剪定その他必要な措置を講ずること。
- (2) 景観重要樹木の滅失または枯死を防ぐため、病虫害の駆除その他必要な措置を講ずること。
- (3) その他規則で定めるもの

(管理に関する命令または勧告の手続)

第27条 知事は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、または勧告しようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第6章 近隣景観形成協定等

第28条を削る。

第29条第1項中「建築物等」を「建築物もしくは工作物」に改め、同条第2項第2号中「建築

物等」を「建築物または工作物」に改め、同条を第28条とする。

第30条第1項中「近隣景観形成協定」の右に「および景観協定（法第81条第1項に規定する景観協定をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に改め、同条を第29条とし、同条の次に次の1条および章名を加える。

（市町への援助）

第30条 県は、市町が近隣景観形成協定または知事の認可に係る景観協定が締結されている区域内において当該協定の関係者が行う景観形成を図るための事業に対し技術的助言その他の援助を行う場合は、その一部について必要な援助を行うことができる。

第7章 市町への助言

第31条を削り、第32条を第31条とし、同条の次に次の章名を付する。

第8章 滋賀県景観審議会

第32条の2を削る。

第33条第2項中「条例」の右に「および滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）」を加え、「定められた」を「その権限に属させられた」に改め、同条を第32条とする。

第34条第1項中「10人」を「15人」に改め、同条を第33条とする。

第35条を第34条とし、同条の次に次の章名を付する。

第9章 雑則

第36条から第37条の3までを削り、第38条を第35条とする。

第39条および第40条を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第33条の改正規定（同条を第32条とする部分を除く。）、第34条の改正規定（同条を第33条とする部分を除く。）、付則第6項の規定、付則第8項中滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）第12条および第28条の改正規定ならびに付則第9項および第10項の規定は平成20年7月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 景観行政団体協議会（改正後のふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（以下「新条例」という。）第7条第1項に規定する景観行政団体協議会をいう。）の整備および景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画をいう。）の策定ならびにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第7条および第3章の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前に改正前のふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（以下「旧条例」という。）第10条第1項もしくは第2項、第19条第1項または第24条第1項の規定により届け出られた行

為でこの条例の施行前に着手されたものに係る旧条例第10条の3、第13条、第22条および第27条の規定の適用については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に着手された琵琶湖景観形成地域の区域のうち琵琶湖景観形成特別地区に含まれない区域内における旧条例第10条第1項各号に掲げる行為、琵琶湖景観形成特別地区内における同条第2項各号に掲げる行為、沿道景観形成地区内もしくは河川景観形成地区内における旧条例第19条第1項各号に掲げる行為または旧条例第24条第1項各号に掲げる行為に係る旧条例第12条、第13条の2第1項、第2項および第4項、第21条、第22条の2第1項、第2項および第4項、第26条ならびに第27条の2の規定の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に旧条例第14条第1項または第23条第1項の規定により定められている技術指針は、新条例第16条第1項の規定により定められた公共事業等の技術指針とみなす。

6 平成20年7月1日から平成21年9月18日までの間において、新たに任命され、または委嘱された滋賀県景観審議会の委員の任期は、新条例第33条第3項の規定にかかわらず、同日までとする。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(滋賀県屋外広告物条例の一部改正)

8 滋賀県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

第5条第9号を次のように改める。

(9) 景観法第8条第1項の規定により定められた景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）のうち知事が特に指定する区域

第6条第6号を次のように改める。

(6) 景観計画区域のうち知事が指定する区域（前条第9号に規定する知事が特に指定する区域を除く。）

第9条中「（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）」を削る。

第12条第2項中「第28条」を「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和59年滋賀県条例第24号）第32条第1項」に、「滋賀県屋外広告物審議会」を「滋賀県景観審議会（以下「景観審議会」という。）」に改める。

第28条の見出しを「（景観審議会への諮問等）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「の各号」を削り、「審議会」を「景観審議会」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「審議会」を「景観審議会」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

(滋賀県屋外広告物条例の一部改正に伴う経過措置)

9 平成20年7月1日からこの条例の施行の日の前日までの間における前項の規定による改正後の滋賀県屋外広告物条例第12条第2項の規定の適用については、同項中「第32条第1項」とあるのは、「第33条第1項」とする。

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

10 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第38号および第39号を次のように改める。

(38)および(39) 削除

議第39号
ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例案

議第40号

滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 2 月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例

滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、第10項を第9項とする。

第9条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

付 則

- 1 この条例は、平成20年 8 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県公害防止条例の規定に基づき規則を制定し、または改廃する場合においては、その規則で、その制定または改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

議第41号

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年滋賀県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第3 その他の業種等の部畜産農業またはサービス業に係る豚房、牛房、馬房の款中

10立方メートル以上	80	25 〔サービス業に係るものにあつては、 16〕	45	15	を	10立方メートル以上 50立方メートル未満 50立方メートル以上
------------	----	--------------------------------	----	----	---	--

80	25 〔サービス業に係るものにあつては、 16〕	45	15
80		45	15

に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議第42号

滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 2 月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例（昭和54年滋賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第16条の2中「第3条第13号」を「第3条第1項第12号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第43号

滋賀県モーターボート競走条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県モーターボート競走条例の一部を改正する条例

滋賀県モーターボート競走条例（昭和27年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）および」を「。以下「法」という。）および」に改め、「。以下「施行規則」という。」を削り、「外」を「ほか」に改める。

第2条を次のように改める。

第2条 法第3条第1号に掲げる事務は、法第32条第1項に規定する競走実施機関に委託する。

第4条第2項を次のように改める。

2 入場料は、いかなる理由があつても返還しない。

第4条第3項を削る。

第5条を次のように改める。

第5条 入場者が特別席へ入場するときは、入場料とは別に、特別席料として1人につき1,000円を徴収する。ただし、知事が必要があると認めるときは、これを減額し、または徴収しないことができる。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

議第44号

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

区 分	小 学 校	中 学 校
校 長 お よ び 教 員	4,674人	2,655人
養 護 教 員	247人	98人
栄養教諭および学校栄養職員	66人	12人
事 務 職 員	247人	115人
計	5,234人	2,880人
合 計	8,114人	

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

議第45号

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成20年 2 月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表警察官以外の警察職員の項中「305人」を「302人」に改め、同表合計の項中「2,512人」を「2,509人」に改める。

付 則

この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

そ の 他 の 議 案

議第46号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 琵琶湖流域下水道東部長浜第二幹線磯梅ヶ原工区管渠工事 |
| 2 契約金額 | 610,050,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 滋賀県大津市浜大津二丁目5番9号
昭建・秋村建設工事共同企業体
代表者 株式会社昭建
取締役社長 山 川 守 |

議第47号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|----------|----------------------------|
| 1 契約の目的 | 琵琶湖流域下水道東北部彦根第二幹線古沢工区管渠工事 |
| 2 契約金額 | 1,546,125,000 円 |
| 3 契約の相手方 | 京都市中京区烏丸通蛸薬師下ル手洗水町 651 番 1 |

前田・桑原建設工事共同企業体

代表者 前田建設工業株式会社京滋営業所

所長 田 中 直 樹

議第48号

契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年 2 月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

- 1 契約の目的 琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター水処理施設5系1/2建設工事
- 2 契約金額 1,837,395,000 円
- 3 契約の相手方 滋賀県大津市におの浜一丁目1番24号
桑原・西村建設工事共同企業体
代表者 株式会社桑原
代表取締役 奥 津 弥壽信

議第49号

契約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の変更につき議決を求めることについて

平成16年3月24日議決を得た大津信楽線（牧工区）道路新設工事請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

変更前の契約額	725,073,000円
変 更 減 額	121,987,398円
変更後の契約額	603,085,602円

（参 考）

契約の相手方 大阪市北区堂島一丁目6番20号
西日本高速道路株式会社関西支社
支社長 牧 浦 信 一

議第50号

財産の譲渡につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

財産の譲渡につき議決を求めることについて

次のように財産を譲渡することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求める。

財産の種類、数量および譲渡予定価格

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 財 産 の 種 類 | 建 物 |
| 2 譲 渡 面 積 | 延床面積 25.52平方メートル |
| 3 譲渡予定価格 | 無 償 |
| 4 譲 渡 の 目 的 | 倉 庫 |

(参 考)

財産の所在地 滋賀県草津市北大萱町

契約の相手方

議第51号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

県南部広域処理システム施設整備事業に係る滋賀県環境事業公社事業資金貸付金の償還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

- 1 貸付けの相手方 滋賀県大津市松本一丁目2番1号
財団法人滋賀県環境事業公社
副理事長 古 川 太 郎
- 2 金 額 30,000,000円

議第52号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

滋賀県営住宅の滞納家賃および損害賠償金にかかる請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

納入義務者および金額

番号	団地名および住宅番号	氏 名	金 額	参 考
1	神領団地		276,000 ^円	平成7年度から平成8年度までの滞納家賃
2	石山南団地		396,600	昭和51年度から昭和55年度までの滞納家賃
3	石山東団地		239,400	平成14年度から平成16年度までの滞納家賃
4	開出今団地		219,300	平成13年度から平成14年度までの滞納家賃
5	開出今団地		747,700	平成15年度から平成16年度までの滞納家賃
6	開出今団地		574,480	昭和55年度から昭和60年度までの滞納家賃
7	神照団地		224,886	昭和53年度から昭和56年度までの滞納家賃
8	鷹飼団地		275,700	平成4年度から平成5年度までの滞納家賃
9	川辺団地		314,400	平成5年度から平成7年度までの滞納家賃
10	清水団地		416,050	平成6年度および平成11年度から平成16年度までの滞納家賃
11	石山東団地		1,307,567	昭和62年度から平成元年度までの損害賠償金

議第53号

国の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

国の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第10項の規定に基づき、国の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が平成20年度において負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
国営農業用水再編対策事業	長 浜 市	98,034,012 ^円
	虎 姫 町	24,008,690
	湖 北 町	64,139,392
	高 月 町	62,374,046
	木 之 本 町	1,545,755
	余 呉 町	163,295
	計	250,265,190
国営造成土地改良施設整備事業	東 近 江 市	67,963,285
	安 土 町	1,447,126
	愛 荘 町	18,466,172
	豊 郷 町	1,827,947
	計	89,704,530

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

議第54号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が平成20年度において負担すべき金額を次のとおり定めることにつき、議決を求める。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額
彦 根 市	909,407 円
長 浜 市	738,447
東 近 江 市	148,090
米 原 市	355,644
愛 荘 町	178,679
豊 郷 町	64,896
甲 良 町	62,895
多 賀 町	97,488
虎 姫 町	64,610
湖 北 町	57,177
高 月 町	120,073
木 之 本 町	61,466
計	2,858,872

議第54号 流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第55号

包括外部監査契約の締結につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年2月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

包括外部監査契約の締結につき議決を求めることについて

包括外部監査契約を次のとおり締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、議決を求める。

- | | |
|----------|--------------------------|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 平成20年4月1日 |
| 3 契約金額 | 12,938,000円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | 住所 |
| | 氏名 西 村 猛 |
| | 資格 公認会計士 |

議第56号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成20年 2 月19日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

専決処分につき承認を求めることについて

損害賠償請求調停事件の調停の合意については、緊急に処理する必要があり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

損害賠償請求調停事件の調停の合意について

次の者が滋賀県を相手方として民事調停法（昭和26年法律第222号）第2条の規定に基づき、調停を申し立てた損害賠償請求調停事件（大津簡易裁判所平成19年（ノ）第38号）について、次のとおり調停に合意することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成20年 1 月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 申立人の住所および氏名

2 調停の要旨

- (1) 滋賀県は、膳所高等学校の野球部の練習において本件事故が発生したこと、および本件事故後に膳所高等学校が申立人との間で必ずしも十分な意思疎通を図れなかったことについて、申立人に対し遺憾の意を表明する。
- (2) 滋賀県は、膳所高等学校の野球部の活動について、これまでにも事故が発生しないように努力してきたものであるが、当該事故を契機として、今後もより一層、生徒の年齢、技術、能力および習熟度に配慮した上、練習方法の工夫も図り、事故が発生しないような万全の措置を講じるよう努力する。

- (3) 申立人は、その余の請求を放棄する。
- (4) 申立人と滋賀県は、本件に関し、本調停条項に定める以外、何らの債権債務関係のないことを相互に確認する。
- (5) 調停費用は、各自の負担とする。

(参 考)

平成15年5月6日滋賀県立膳所高等学校において、野球部の練習中に発生した事故について、申立人が平成19年4月18日損害賠償を求めて調停を申し立てたものであり、調停委員会が提示した調停案について双方合意に達したものである。